

第十九回 参議院厚生委員会會議録第三十号

（五〇八）

昭和二十九年四月十九日（月曜日）午後一時四十三分開会

委員の異動
本日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として竹中勝男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 盛潤君
湯山 勇君

委員

高野 一夫君
谷口弥三郎君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
竹中 勝男君
有馬 英二君
国務大臣 草葉 隆圓君
厚生大臣 楠本 正康君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
局環境衛生部長 曾田 長宗君
厚生省社会局長 安田 巖君
事務局側 常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁己君
常任委員 川井 章知君
会専門員

衆議院事務局側

常任委員 川井 章知君
会専門員

説明員

厚生大臣官房人事課長 島中 順一君
厚生省公衆衛生局長 聖成 稔君
局結核予防課長

本日の会議に付した事件

○狂犬病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○らい予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○消費生活協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○社会保障制度に関する調査の件（厚生省の定員に関する件）

○委員長（上條愛一君） 只今より厚生委員会を開会いたします。

○狂犬病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○湯山勇君 この前にお尋ねしておつたときの御答弁について、なお疑義がございますのでお尋ね申し上げたいと思

います。それは例の狩獵法の「ノイヌ」「ノネコ」ですね、これはどうい

うふうになつてゐるのか、もう一度御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員（楠本正康君） この「ノイヌ」「ノネコ」いずれも野犬その他の犬を意味いたしております。又猫とも全然別なもので、種類の違ふことを意味しております。従つて狩獵法は犬及び猫には適用がないものと考へなければなりません。

○湯山勇君 とこがこれは林野庁長官から各府県知事に出ております通牒

によりますとそういうふうにはなつていないのです。これは愛知県知事からの問合せに対して昭和二十五年十二月二十八日林野第一万六千九百九十九号を以て回答したのには、そういうふうにはなつていない。でこの「第一条のノイヌとは山野に常棲する犬をいう市街地村落に棲息する所謂野良犬はこの範疇には入らないものと解せられた」と、こういうふうになつております。

○政府委員（楠本正康君） 私この「ノイヌ」の見解を、動物園の古賀園長に実は尋ねたわけでありまして、古賀園長はこれは全然もう種類が違ふものである。そしてすでに日本には現在はこの「ノイヌ」というものは残念ながらいなくなつたといふことを伺つておりますが、なお併し只今御指摘のような林野庁の見解等については、更にその点を質してみたい考へてございしますが、なお実際に養育するといふような場合に、山野の、人里離れた山野等において養育することはこれは考へられませ

んので、実際に人畜に傷害を与へる犬を、つまり養育する意味であります。殊に現に狂犬が出て、真に緊急止む

を得ない場合に限つておりますので、さうな観点からいたしまして山野に適用されることはあるまいと、かように考へておる次第であります。

○湯山勇君 今の見解は動物園長のお話だつたといふことですけれども、これは園長も恐らく若干勘違いしておられると思ひます。と思ひますのは、学名じやなくて和名ですね、日本の名前

というの、いろいろ文獻見たのですけれども、やはり「ノイヌ」という名前はあります。「山の犬」となつてゐるのはあります。「山犬」若しくは「山の犬」、まあですから「ノイヌ」といふのは、やはり林野庁の言ひ見解に立つたはうが、この法の適用上から言つても間違ひないと思ひます。そう

でなければ今部長の言われた処置もできなくなつてゐると思ひますので……

○政府委員（楠本正康君） 私この「ノイヌ」の見解を、動物園の古賀園長に実は尋ねたわけでありまして、古賀園長はこれは全然もう種類が違ふものである。そしてすでに日本には現在はこの「ノイヌ」というものは残念ながらいなくなつたといふことを伺つておりますが、なお併し只今御指摘のような林野庁の見解等については、更にその点を質してみたい考へてございしますが、なお実際に養育するといふような場合に、山野の、人里離れた山野等において養育することはこれは考へられませ

んので、実際に人畜に傷害を与へる犬を、つまり養育する意味であります。殊に現に狂犬が出て、真に緊急止む

前に何か登録料を他へ廻す。東京、神奈川のような所では足りないが、ほかの所では他へ流用するといふやうな意味の御答弁があつたかと思ひます。が、これは三百円以内の登録料といふものは、すべてこの目的達成のために用いなければならないと法律にはなつてゐると思ひます。そうすると狂犬病の予防以外にはこの費用は使えないのではないかと思ひますが、これは如何でしようか。

○政府委員（楠本正康君） この点は全く御指摘のように登録手数料の収入といふものは、挙げて狂犬病予防法のために使ひますのが法の建前でございます。但し先日、狂犬が殆んど出ていない地方におきましては、ときたま地方も経費に困る点もありますので、それから、さうなときにおきましては、場合によつて他のほうに流用されることもあるといふ意味のことを申し上げたわけでございます。

○湯山勇君 それは他のほうへ振向けられるわけですか。或いはそういうことをしちやいけないうように指示しておられるか。

○政府委員（楠本正康君） これは法律の示しますように、私もといたしましては極力地方に対しましてこれらの経費は挙げて狂犬病予防のために使うように指導をいたしております。

○湯山勇君 そういたしますと、狂犬病の発生のあるない地区等におきましては、これはそういう予防の措置を

講ずる必要のない地区においては登録料というものを取らなくていい、実際にそのために要する手数料は別として、それ以外のものは法律によつても三百円以内のことですから、実際の費として最低額で以て現在取つておる。大体ども三百円取つておると思ふんですが、そういうことはどうも不都合ではないかと思ふんですが、如何でしょうか。

○政府委員(楠本正康君) この点は誠に御指摘の通りでございます。私もかね／＼他に仮にも転用するような余裕があるならば、当然御指摘のようには登録手数料を減額すべきものであります。この点も府県に強く要望いたしておる次第であります。

○湯山勇君 最後に今の御趣旨が御答弁では非常にはつきりしておりますけれども、実際はもう殆んど違反しておるのが大部分の県であると思ふので、重ねてこれをよく守るよう御措置をお願いしたいと思います。

○廣瀬久忠君 今の登録料というのは全国でどのくらい取つておりますか。

○政府委員(楠本正康君) 現在全国で登録犬は最近逐次登録が徹底いたしておりますので、最近では約二百万円と概算をいたしております。なお手数料は約三百円でございますので、おおよね五、六億ほどの経費が狂犬病予防のために使われておるわけでございます。

○廣瀬久忠君 その狂犬病予防のためにということの内訳は大体予防注射の経費ということですかね、如何ですか。

○政府委員(楠本正康君) これは狂犬病予防事業、広く考えた狂犬病予防事業という意味でございますが、ただでに関東地方のように狂犬病の発生いたしております県におきましてはこれは極めて経費が足りませんので、かかる場合には極めて厳格に解釈しておるようでありまして、ところが逆に狂犬病が殆んど出ていない地方等におきましては、比較的幅を以て解釈をいたしておるようであります。

○廣瀬久忠君 私が一つ伺いたいのは、人間が狂犬に噛まれた場合の治療の注射ですね、これはいつか説明を伺つたのですが、大体非常によくなくてはいらぬようですが、まだ完全ではないというように聞いておりますが、どんな実情なんでしょうか。

○政府委員(楠本正康君) 現在私もが国の基準として決定いたしておりますのはカルボルワクチンであります。これは先日とも証人が申されましたように、約百五、六十名について一名の被害者が出ております。又一方私どもはすでに各国の例にならぬように、逐次ワクチンの改正を図つておりますが、なか／＼思うに任せません。これは何も日本だけの例でなく、世界各国もなか／＼これは困難な問題のように聞いております。なお最近カルボルを使います代りに紫外線照射ワクチンができております。このほうは若干被害が、副作用は少いようでありまして、併しこのほうはまだ試験した数字も極めて少いのであります。先日これ又証人のお話になりましたように、必ずしも最後の決定はし得られないという実情でございます。なお世界各国におきましては、この紫外線照射ワクチンについてはまだ議論が残つておるわけでございます。そこで私もとい

しましては、やはり国で定めた基準といたしましては、現在のところ若干その副作用はありますが、止むを得ずカルボルワクチンを使用いたしていただくわけでありまして、

○廣瀬久忠君 このワクチンなり或いは治療薬なりについて政府自身が研究をいたしてゐるのですか。或いは全然これは民間の任意に任してあるものなのでしょうか。

○政府委員(楠本正康君) 政府の予防衛生研究所におきましては、公衆衛生研究の立場からこの問題をかねて研究をいたしております。なお伝染病研究所その他各地の研究機関でもこの問題は研究されてゐるわけでありまして、

○廣瀬久忠君 それからもう一つ伺いたしたいのです。現在狂犬病予防のために働いてゐる職員等の犠牲者というやうなものは相当数あるものでしょうか。

○政府委員(楠本正康君) これも御指摘のように東京都の例をとりまして、東京都の狂犬病予防員が狂犬を命を的に捕らうとしたために、つい狂犬に咬まれて、その結果注射をしてそのうち二名が副作用のために気が違つて参りました。目下松沢病院に入院をいたしております。かように狂犬病病予防作業は都民のためにも命を的にして闘つてゐるやうな過言ではな

○廣瀬久忠君 私は質問ではありませんがやはりこの狂犬に咬まれた一般人並びにその職員等に対する被害の実情を見ますと、如何にもお気の毒なことであり、これが非常にやはり公安を害する、若しも薬が非常に発達して必ずなる。副作用がないのだというこ

とになると、非常に安定すると思ふのですが、政府においてこの治療方針についてな一段と一つ御研究を願つて、一つとして副作用によつて事故のおきないやうに最善の努力をいたして頂きたいと思ひます。

○高野一夫君 これは私欠席したときにすでに質問が出たかも知れませんが、この追跡中の犬を捕獲しようとして人の家に入るには、「合理的に必要と判断される限度において」といふのは大体どういふことになりますか。

○政府委員(楠本正康君) これは家族に頼みまして入つた屋敷内から追い出してもどうか、或いは棒でも持つて行つて塀の外へ追い出せるといふやうな場合には、入つてならぬことに考へております。どうしても入らなければならぬ場合を合理的だと考へたわけでありまして、

○高野一夫君 これは私は実際にこういふときにたゞ／＼ぶつかつておるものでお伺いするのですが、人の家へ逃込むのですか。ところがそれは石の塀でもありまして取囲まれるのはいんだけども、どこからでも、こつちから入つて向うのはうの庭の隅から逃げられるやうな場合には、その屋敷に入る、人の家へ入る場合に協力してくれないとなか／＼捕らないのです。そういうやうな場合には一々家人に尋ねて、そして何とかして出してくれと言つてゐる間に犬はいなくなつてしまふ。だから一々家人に言わなくても事後承諾で以て／＼そこに入つて差支えないという解釈にはできませんか。

○政府委員(楠本正康君) この点は私ども実務にたずさわつておりますものには誠に有難いお言葉なんです、併しながら実際に国民生活の立場から考へますと、やはり正しい仕事とはいへ、犬取り、まあ捕獲のための予防員に立入られるやうなことは余りいいことでもありませんので、私どももいたしましてはやはりさうな点を考慮いたしまして、真に止むを得ない場合に限り、而も承諾を求めて立入るといふやうに絞つて考へておるわけでございます。併しまあこれはいろいろ行過ぎその他を防ぐ必要もありますので、かような措置をとつておる次第であります。

○高野一夫君 これはまあさういふやうな御配慮は誠に結構だと思ふけれども、これではなか／＼捕りません、実際問題として……。だからこれをもう少し厳格に考へて、皆が協力してくれらるやうなやうに仕向ける何か啓蒙運動でもやつて頂かなければ、やはり一々遠慮して入れないやうなので、逃げやうというやうなことでは、これは実際問題としてむづかしいと思ふのです。どうせ人の家へ逃込むのですから、この点は十分一つ何とか御配慮をお願いしたいと思います。

○委員長(上條愛一君) 他に御発言もないやうでございますから質疑は尽きたものと認めて差支えございません。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないことを認めます。

○大谷肇君 私は懸念されてゐない犬で薬を殺すということに對しまして、随分世間でも輿論になつておりますし、この委員会でもいろいろ御意見

狂犬病予防法の一部を改正する法律案に関する附帯決議案

他に御発言はございませんか……
別に御発言もないようでございますから、討論は終局したものと認めて差支えございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。
それではこれより採決いたします。
衆議院送付の案について御賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長（上條愛一君） 全会一致でございます。
次に、大谷委員提出の附帯決議に御賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長（上條愛一君） 全会一致でございます。
よつて本案は附帯決議を附して可決いたすことにいたします。
それから委員長から議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

大谷	瑩潤	高野	一夫
----	----	----	----

湯山	名口彌三良
勇	廣瀬
有馬	久忠
英二	

竹中 勝男 横山 フク

○委員長（上條愛一君） 署名洩れはご

めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長ご卸一任願い

たいと存じますが、御異議ございませ

「（異義なし）と呼ぶ者あり」

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと

決定をいたしましたしてから相当の時日が経つておるわけですが、まだ頼

したいと思ひます。この鰻は疫学的
申しまでも、寒いところからだんだ
ん暑いところに残つて行くというこ
と言われておりますので、我が日本
おきましても、現在九州においては
總数の三分の一ぐらいの患者が九
州に來ているように思ひますので、
我が國における十カ所ほどの国立
癩療養所並びに二、三の私立の療
養所におきましての入院患者はど
の程度になつておりますか。これ
は大臣でなくともほかの方でも結
構です。

○政府委員(楠本正康君) 只今医務局長がすぐに参りますから暫らく待つ……。

○谷口弥三郎君 それでは医務局長が來られてから二三統いてお話を聞きたいと思ひますが、先刻高野委員からもお聞きになりましたので関連してお尋ねしたいのですが、実は二、三年前に癩の刑務所ができたということになりました場合に、癩の刑務所につきましてそれを九州の恵楓園のごときは、九州の恵楓園に置いたらよからうという

話が出ました場合に、全患者は非常に

か、喧嘩ばかりするような願患者を自

分の軒下に入れられることは絶対反対

である。刑務所を作るなら全国の療養所にお作りになるか、或いはいろいろ

と御便宜であらうから中央に置いて

すので、その恵楓園の園長が参りました。

て、是非一つ刑務所はほかにしてもら

いたしというお願いをいたしました場合、厚生省の当局としておつしやら

れますのには、刑務所は全国に一カ所

し、か作印んのである。従つて各療養所に作るわけには行かん。殊に癩病は非

言われたというので、その患者に対し
まして非常に納得に努めたようでごさ

園が最も大きい療養所としてあるの
あるから、やはり恵楓園に置くべきも
のであらうというような大體の話がで
きた。なお我々のその当時の委員会に
おきまして恵楓園がよろうと言つた
条項につきましては、又あとで申し上げ
てみたいと思ひますが、大臣におかれ
ましては、どうせ今度は頼のい／＼
国立の研究がでるということにな
つておりますので、頼の患者並びに恵
楓園の園長などに厚生省がそういうよ
うなふう言つておつたやつを、これ
をその当時ほんの方便的に患者をなだ
めるために言つたことというこゝにな
れば、これは非常なあとで又問題が起
りませんかと思ひますが、大臣にお
かれましてはどういうふうなふう
にお考えでございましょうか、その
点を……

○園務大臣(宮澤隆雄) 只今いろいろ
過去のいきさつを拝承いたしましたし
て、そういう点につきましては十分一
つ検討してみたいと思ひております。
○谷口弥三郎君 次に医務局長見えた
ようですから、医務局長にお伺いた
いと思ひますが、この頼の患者は現在
文明諸国には殆んどなくなつてしま
まして、いわゆる非文明的とも言わ
れるような例えはアフリカとかインド
とか或いは中東とか南米とか日本とい
う方面に頼の患者が現在まだ残つてお
るようでございますが、どういふふう
な程度に残つておるのでございましょ
うか、そういうような点をお知らせ願
ひたい。

○等が集めました資料というものに基
いて見ますと、大體世界にはば三百万
ぐらゐの頼患者がおるようであるとい
ふふう言われております。で、勿論
このうちにも推定が入つておると思
ひますけれども、この三百万というもの
はかなり確実なものと考えられるので
ありまして、さういふとするといたしま
すれば、恐らく實際には更にその倍ぐ
らいもおるのではないかと、よく検査を
いたしますればおるのではないかととい
うことさえ想像されるのであります。
そのうち最も数の多く上つております
のは、いわゆる東南アジア地区であり
まして、インド、ビルマ、それからマ
レー、インドネシアというふうな方面
でございまして、約二百二十万ばかり
という数字が出ております。それから
それに次いでアフリカで四十万余り
というふうな数字が出ております。それ
らそれに続きましてはソビエト及びそ
の近隣というバルカン半島等のソ連区
域というふうなものが入つておると思
うのですが、これは十五万というふう
な数字が一応出ております。それから
オーストラリア及び南洋諸島としま
すか、その周辺に約一万七千というよ
うな数字が出ております。それからな
お、南北アメリカには六万五千ぐらゐ
というふうな数字が出ておると思ひま
す。日本の近隣におきましては、朝鮮がこ
の数字によりまして三万五千という数
字になつております。それから中東地
域は、これはもうなお明確でないの
でありますけれども、恐らく百万に近い
ものがあるんじゃないかというふうな
こともいわれております。それから台
湾は大体二、三千というふうなことに
なつております。日本は御承知のよう

に大體一万五千というふうな推定され
ておるのでございます。大體今日にお
いての流行の状況はおおむね申し上げ
たようなことではないかというふう
に承知しております。

○谷口弥三郎君 国立でなくともよろ
しうございしますが、ほかに研究所は何
かありますか。

○谷口弥三郎君 いま一つお伺いた
いのでありますが、頼の頼菌は御承知
のよう未だに純粋培養ができません
の程度でありますので、頼の研究を
しようと思へば、どうしても頼の療養
所内に研究所がなければならぬ、或
いは療養所に極く接近した場所であ
らなければならぬことは殆んどすべ
ての人が言つておるようでございます
が、従つて今回い／＼お作りになる、頼
の国立研究所をお設置になる場合に
は、そういう点も十分に無論お考えの
中に入れられて、さうしてやはり
頼の研究所は、いわゆる療養所内又は
その附近に是非置くようにして頂き
たい、大いに御考慮願ひたいと思ひ
ます。なお、その点につきまして一、二
私の、これは質問より希望の問題で
ありますが、先刻も申しましたよう
に、恵楓園においては患者がそれだけ
ひどく熱望した点もありませんし、又
は実際に申しますと、あそこには朝
鮮などからの密入国者もやはりそこ
に入られてしまつておるというふうな
ことで、すべてのいわゆる犯罪患者、或
いは密入国者というのまでも入れてお
るところのものに対して、前に申しま
したような方便的にやられたというよ
うなことが絶対にないよう、一つ大
いに御考慮願ひたいと思つておりま
す。

○政府委員(曾田長宗君) 正確な数字
といたしましては昨年末の数字がござ
います。国立に当時九千九百十人お
りました。それから丁度その頃日本の統
治下に遷つて参りました奄美大島に和
光園というのがございまして、これが定
床三百でございまして、二百九
十八人というのでございまして、これ
はまあ中へ入れるべきか入れないほう
がよろしいか疑問でございまして、こ
れだけおります。そのほかに法人立の
民間の療養所に二百三十一名というこ
とになつておまして、全体で奄美の
和光園を含めまして一万四百三十九
というのが収容いたしております患者の
数ということになつております。

○谷口弥三郎君 続いてちよつとお伺
いしたいと思ひますが、頼の研究所
は、まあ私も知つておる範囲でも、
無論病氣もないでございまして、
が、ロンドンとか、パリとか、ベルリ
ンとか、或いはワシントンとかいうよ
うな文明国の首都には全然ないとい
うことでありますが、今、現在世界のう
ちで頼の研究所を開設しておる所はど
こにありますか。

○竹中勝男君 谷口委員のに関連した
ことと思ひますが、或いは前に申され
たかと思ひますが、頼の治療或
いは撲滅に対する政策といひますか、
国の政策という点について、こ二十年
或いは二十年前から今日までどうい

○政府委員(曾田長宗君) 国立の頼研
究所というものを設けております国は
只今のところ承知いたしておりますま

○政府委員(曾田長宗君) 今度のと申
しますのは昨年でありましたが、昨年の
会議に出席されました東大の北村教授
からの話でございまして、非常にほう
ぼうから集まつて見えたということ
でございまして、勿論開催国でござい
ますからスペインが一番多くて、それ
から南米のほうからアルゼンチン、ブラ
ジル等、これはまあいろいろ経費の関
係もあるかも知れませんが、相当
にたくさん参加者があつた。又土地の
関係からヨーロッパのドイツ、フラン
スというふうな所からも十数名の参加
者があつたというふうなことでござ
いまして、そのほか参加国が四十六カ
国、参加者二百八十名というふうな状

況で、かなり広範囲に亘つて参加者が
あつたというふうな聞いております。

うように罹患者が減つておるか、或いは伝染がどういふ状態におかれておるかという点について何か御報告がありましたでしょうか、なかつたら私はお伺いしたいと思います。

○政府委員(會田長宗君) 先ほども申し上げましたように、罹患者の的確の数というものを確かめますことが非常にむずかしいのでございますが、大府都道府県におきまして、いろいろ患者の状況を調べるかと又とき／＼検診をいたしますというふうなことから、各都道府県における現在患者、又収容所に収容されております患者の数というふうなものを合算いたしました推計したのが時々発表されて記録に残つております。今日残つております数字としましては、明治三十七年に患者が三万三百九十三、当時の人口に比較いたしますと、人口一〇〇〇に対して〇・六四三というふうな数字が出ております。

その後数年、四、五年ごとぐらいな数字が記録されておるのであります。例えば明治三十九年には二万四千四百八十八、大正八年は一万六千二百六十一、それから大正十四年が一万五千三百五十一、昭和五年が一万四千二百六十一、昭和十年が一万五千九百九十三、それから昭和十五年が一万五千七百三十九、人口対比としましては明治三十九年が〇・五〇四、次いで〇・二九二、次が〇・二五七、次が〇・三二二、次が〇・二二九、昭和十五年、戦前前の数字といつては〇・二一六といふ数字が最低になつておつたのであります。それが戦後におきましては大体一万五千といふふうな推定されておりますので、今日の人口の比率といふことといたしますと〇・一六七といふ

くらいなことになつて参ります。如何ような、どの政策がこの効果を挙げたかといふような分析も困難でありますし、又減少いたしましたことは、これは広く日本の文化がだん／＼と進んで参つたといふようなことにもよるのかも知れませんが、一応順調に減つて参つたといふ数字は出ております。

○竹中勝男君 これは非常に調査が困難であると思つておるのですが、まあ順調に減つておると言へば減つておるとも言えるのですけれども、三十七年から三十九と非常に減つておるのですけれども、人口比率の上から減つておると言えるわけです。絶対数は減つていない。即ち大正十四年から今日まで、患者数といふものは減つてない、人口比率からすれば減つておるはずけれども……だから順調に順調減政策といふものが進展しておるといふ数字上の基礎といふものは私は疑問にやないかと思つて、ただそれは、例えば現在でも五千人の罹患者といふものは療養所以外にいるわけになります、そういう人たちが罹患者を伝染させておるといふ事はどういふふうに考えられるのですか。

○政府委員(會田長宗君) 今お話がございましたように、率としては多少減つておるかも知らんけれども、余り絶対値におきましては減つておらないといふやうなお話でございますが、私はこの絶対値におきましては決して減つていないとは思へないのじやないかといふふうに思つておる。と申しますのは、以前はこれでも、結核の場合でもさうだと思つておりましたけれども、この診断の的確さと申しますか、検査が以

前のほうはどうしても粗漏でございまして、だん／＼見つけ方が厳密になつて参りますので数も殖えておる。勿論これは又見つかつて収容された患者のその後の治療にも響くかも知れませんが、御承知のように最近は一万人もおります中で、百人という死亡者は出ない。八十数名というくらいのところまで減つて来ております。

又患者の病状を見まして、非常に程度が軽くなつて参つております。こういうふうな意味で、必ずしもこの数と申しますか、患者の状況も改善の跡が認められないとは思へないかと私考えておるのであります。併しそれにもかかわらず数千名のまだ未収容の患者がおりますといふことにつきましては、私どもとしては、これは私よりも公衆衛生局のほうからお答えするほうがいいのかも知れませんが、この患者はできるだけ多く収容したいといふふうな考へてはおりますけれども、なかなか十分にし尽さない。併しながらこの未収容の患者は概して言いますならば、収容患者よりは軽症の者が多い。勿論例外はございます。こういうふうな意味でそのうち感染の危険のあるといふ者は半分が三分の一かといふやうなことではないかと思つておる。いづれにしても、さういふものが感染源となつておる。これも一週や二週の危険暴露では感染いたしませんかも知れないのであります、これが長く続きますと、そこから患者が出て来る。今日まで年々届出のありますいわゆる新発見患者であります。この届出もなかく、完全さを吟味いたしますといふと、いろいろ検討の余地はございますが、例えば昭和二十三年には七百十二人、そ

れから二十四年には七百七十八人、それから二十五年には六百四人、それから二十六年には四百八十五人、それから二十七年には三百二十六人、二十八の年ももうまとまつておるのでありますけれども、今ここに持つて参りまして、二十四年が最高でございますが、以後逐次この新しい発見患者の数も一応は、減つて参つてはおりますので、大體蔓延の状況としましては改善の跡は見えるといふふうに思つております。油断はできないと思つておるけれども……

○竹中勝男君 こういう未収容の患者が未収容のまま減りつゝあつても、五千人、少くともさういふ者が實際未収容であるといふことに対する対策は、収容対策といひますか、或いは収容対策のどういふところに隘路といふか、困難があるのですか。療養所が足りないといふのか、或いは生活問題がそれに關係するからして収容ができないといふのですか、或いは研究所ができれば、それがこの未収容患者に対しては、どういふような結果になつて来るわけですか。

○説明員(聖成君) 現在、先ほどお話がございましたように約五千人未収容の罹患者がおるわけでありまして、これをことごとく療養所へ入つて頂くといふことが収容策の根本の問題でございますが、現在、國務局所管の国立のベッドのほうから言いますと、約二千床の空床があるのであります。従つて、現在の在野の患者が全部入つてしまふには十分ではございせんけれども、なお二千名が入れるといふ状態にある。これを早く少くとも現在空床に

なつておりますだけでも、早く入れたといふように私も考へておるわけでございますが、ただ入れ方といひましては、昨年制定になりました新しい隔離予防法にもつきりございまして、長期に亘ることでございますから、これを強権を以て直ちに入れてしまふといふことは好ましくないので、従つて、十分に相手に納得をさせまして、さうして連れて行つて、収容するといふ方法をとつておるわけでございます。いゝゆる勧奨によつて入所させるといふことを趣前にいたしておるわけで、併しどうしてもそれで成功しない場合には、止むを得ず入所するように都道府県知事の命令を發する、或いは又、最悪の場合には、どうしても強制的な収容の方法を考慮しなければならぬといふような考へ方になつておるわけでございますが、實際問題といひましては、全部これを詰合ひ、納得によつて入れたい、こういう方針をとつておるのでございます。

そこでその収容、なぜ入らないか、ベッドは若干空いておる、当然入るべき患者がおるのに、なぜそこがうまく行かないかといふ問題なんでありまして、大体未収容の患者でまだ入りませぬ理由は、私どもの調査によりますと、大体三つぐらいの理由に分けられるのであります。一つはやはり経済上の問題で、自分が行つてしまふと、あの家族が生活に困るからといふ理由によるものが一つであります。もう一つは、やはり長期に亘りまして妻子、或いはその他の家族と別れることが辛いといふ、その何といひますか、さういふ感情の上から、家を離れて行くに忍びないといふ点で、どうしても行

くのを背んじないというのが第二の理由、なおもう一つの理由といたしましては、世間で、あそこには患者がいるというふうな頻りに噂が立つておる。併し自分が頭張つておれば、はつきりと頼でない頭張つておればいいのですけれども、療養所に行つてしまえば、やはりいなくなるから、やつぱり頼だつた、頼が発生したのだということをそこで確認されるということになるのを嫌ひまして、ために収容に應ぜない、大体この三つに大別ができると思うのであります。その第一の家族の生活の問題、この点を考慮いたしまして、一昨年の参議院で、附帯決議をお付け頂きましたように、患者の家族の生活援護を行うということが、今回の癩予防法の改正の第一点であるわけでありまして、この措置によりまして、かなり入所の促進を図ることができるとはなからうか、かように、又是非さようにいたしたい。あとの二点の問題につきましては、専ら啓蒙であり、又いろいろ、頼の係りの職員の努力によりまして、よく納得して、行く氣になつてもらいたい、かように考へておるわけでございます。大体そういうような状況でございます。

○竹中勝男君 研究所は元來治療法の研究に主力を注がれると思ひますけれども、もつと総合的な研究もやられる。その何年後には頼を撲滅してしまふというふうな経済的な研究も、或いはその心理学的な研究もですね、或いは国民の輿論、それに対する輿論を作ら上げるというふうな、例えば患者を非常に恥じておつたり、いやがつたりするのに対して、輿論をやはり正當に、国民の医療とか健康上、それは当然

然収容所に入るべきだという輿論を作るといふようなそういう総合的な研究もやられるという研究所ですか。

○政府委員(會田長宗君) 御指摘の通り今度できます頼の研究所は、主として治療の問題が重点となるというふうには考へるのでありますけれども、その治療を十分にいたしますということのためにも、患者の状況、病状を的確につかまなければならぬし、又如何ような変化が体内に起つておるかという病理的な研究というものも必要でございます。又そのことから見て参りまして、癩菌それ自身に関する研究も必要になつて来る。又癩菌自身の研究或いはそれを用いての動物実験の研究というふうなものに進んで参りますれば、これは當然今度感染の様式というふうな、どうして頼にうつるかというふうなことも明らかになつて来ると思へる。そういうふうな意味におきまして治療が、特に患者の今直截に要求しておるところではございますけれども、この研究所はそれだけではないうつて行くか、それを防止するためにはどういふ方法をとればよいかというふうな予防の面もこれは当然に取上げて参りたい。又それと同時に今のお話のございましたように、患者のいろいろ／＼な心情というものは、この非常に病人独特なものがございまして、その患者の心理的な研究、心理の動きというふうなもの、或いは患者が出ました場合に、その家族に如何ような影響を与えるかというふうなこと、従つてこの患者の収容に付添ういろいろ／＼な困難というふうなものも如何に解決して行くべきであるかという

ような心理学的、社会学的、経済学的な、そういうふうな考慮もやはり持つて行かなければならぬかというふうな考へる。そうしてこれらをすべて総合いたしました国の頼対策というふうなもの、プランも、ここで或る程度骨組を立てて行くということが望ましいと思ふのであります。今のところではまだその資料が十分に収集されておられませんけれども、初めから余り多くを望んでもどうか考へられます。併しこの研究所の何と申しますか、大きい目的としてはすべてをカバーしたもので行きたい、ただ当初、本年認められた予算というふうなものでは、そのうちのどの部分から着手するかということを慎重にきめて参りたいというふうな考へておるのであります。

○竹中勝男君 もう一つだけ大よそ何年くらいしたら患者が日本になくなるといふふうな計算が立てられますか、この伝染率といふものが、今までの抵抗率といふものが、減少しつつあるものから計算しますとそういうものが立てられるものでしょうか。

○政府委員(會田長宗君) 大体の傾向で見ますならば、先ほどお話し上げましたように明治三十七年と申しますか、七年はたしか一九〇三年じやないかと思つております。本年が丁度一九五四年に當るわけですね。丁度五十年経つておるのじやないかと思ふのであります。そういういたしますれば五十年で約四分の一程度に減少したというふうなことでございまして、この傾向で今後行くとすればという計算は割合に簡単に出て参ります。併し伝染病の状況を見ますと、同じ比率で以て年々減少して行くというものと、それから中

に特別な治療方法とか、或いは予防方法が考案されますという、そのときから急激に減る場合もございまして、まあ私もは更に急激に減少して来ることを希望しておるわけでございます。いずれにいたしましても、今後百年もいたしますれば、まあないに等しい状況に行きやせんかというふうな思つております。

○竹中勝男君 有難うございました。

○有馬英二君 関連することになります。今のところ、そんなにたくさん患者でないと云へるわけですが、多いと言へば多い、少いと言へば少い、どつちにも解釈ができるかも知れませんけれども、とにかくこの村には何の某が患者であるという記録が恐らくできているのじやないかと思ふのですが、そうすれば今年はその記録以外に新しい患者が、つまり誰かが今度は頼として発見されたということになつて、新患の発生というものが一年に何名であるということが大体わかつてゐるかと思ふのですが、どうでしょう、そういう点は……。

○政府委員(會田長宗君) 実はその数字に該当いたしますのが、先ほど申し上げました通り新しい患者の届出数というところのございましてけれども、併しまあこれを見付けることがなかなかむづかしいので、どの程度に正確かというのを申上げかねる。ただ特につから急に詳しくなつたり又急に粗漏になつたというところもございまして、この数が一時七百くらいでございまして、それが三百くらいにまで下つて来たところを見ますと、まあ発生は逐次減少しつつあるというふうには予

想がつくと思ふのでございます。

○有馬英二君 その発生された新しい患者の年齢層というものは大体どういふようなことになりましてか。

○政府委員(會田長宗君) 今ここに細かい数字を持つて来ておりませんけれども、大体新しい患者はやはり若い者でございます。大体十歳前後から二十歳代くらいまでというものが殆んど全部を占めております。その他の年齢はむしろ例外的な事例になつております。

○有馬英二君 そういたしますと新患者は十歳から二十歳までくらい……二十歳代と申しますか大体限定されておる。そうすると平均を取つた或いは成年以上になつた年齢の人には新しい感染はないということになりますか。

○政府委員(會田長宗君) 決してないというわけではございませんので、かなり高齢になつて、五十、六十を過ぎまして発病しておる者もございまして、これは若い者に比べますと格段に少くなつておるという意味でございます。

○有馬英二君 昨年の予防法案が出ました際に、多数の患者が療養所から出て、そして本院の周囲にまで押し寄せて来た。あの患者の言ひ分と申しますか、考へ方の中に、頼は大人になるとうつらないのだ、頼病といふものは子供の時分にうつつてしまふので、大人になるとうつらんのだといふ考へから、自分たちは出て歩いて、何と申しましようか、健康な社会を汚染して歩くのだというふうな考へを持つてはおるのかも知れませんが、それは大人にはそう有害ではないの

だ、或いは伝染の虞はないのだ、従つて出て歩いても許さるべきであるといふような観念を持つておる者があるやに私どもは聞き及んだのですが、その際当局ではどういふようにお考えになりましたか。

○政府委員(曾田長宗君) 今申し上げましたのは比較の問題でございまして、若い者に年を取りました者よりも遙かに感染率が高いといふことを申し上げたわけでございますが、年令の高い者に対しても感染の事例は相当にございします。それともう一つは、この患者が外へ出まして子供だけに危険を及ぼし、大人に危険を及ぼさないといふ保障がどうもできません。而もこれは直接の感染だけではなしに、やはり間接の感染といふこともこれは皆無とも言い得ないのでございします。そういうやうな意味から、患者がやはり外で一般の人たちと共同の生活をするといふことは、仮に年を取つた人たちに對する感染力といふものが或る程度低いといひましたとしても、危険がないとは申し上げかねるというふうに思ひます。

○有馬英二君 もう一点まあ昨年は特に頻繁でありましたが、らい予防法案が改正されるというので、非常な陳情が各療養所から参りましたが、その際療養所から送られておるところの書状が消毒済といふ判が押してあるのと判が押してないのとがあつた。恐らく判の押してなかつた未消毒のままのもの、これは療養所の外に出て出したのではないかと、或いは何らかのやうな手段によつて出したのではないかと、私どもはその当時非常に患者の、つまり収容患者の考へ方なり、或いはそういう処置について疑ひを抱い

ておつたのでありますが、最近はその数は非常に減りましたけれども、未だにまだ療養所から消毒或いは未消毒といふ區別なしに、何らかの判も押してないのがやはりやつて来る。非常に数は減りましたが、これは患者自身の考へ方が大変間違つておるとか、或いは昨年と同じやうに外に持ち出して送るといふのでありましようか。つまり監視が不十分であるのか、監督がだん／＼ルーズになつたといふやうなことを昨年は特に感じたのでありますが、今日はどういふやうな状況になつておりましたか。

○政府委員(曾田長宗君) 今の消毒の点につきましては私ども国立療養所の方針といひましては、全部消毒をして、消毒済の判を押すといふことにいたしましたのでありますが、その判を押した書状が患者の家族等に送られまことに非常なそれが目立つといふやうなことで、それはやめてくれといふやうな患者の意向もあるもので、判を押すことを差控えておるといふ療養所がございしました。その後、成るべく判を押すほうがいいのじやないかといふやうなことを私ども話しておるのでありますが、まださういふ意味でこの消毒済みの判を押さないところも若干あるのじやないか、併しながら判が押してないのは全部未消毒かと申しますといふと、決してそういう意味でもないのではありません、私ども大体消毒は済んでおるものと了解いたしておるのでありますが、更に療養所のほうによく注意いたしまして、抜けることのないやうにいたさせたいと思ひます。

○谷口弥三郎君 先刻のに関連してちよつと一言……。日本の患者は、先刻のお話のように三万或いは最近では一万五千と言われているのですが、八年ほど前に出ましたアーネスト・ミューアーさんの、あのやうな大学者の出した書物でマニユアル・オブ・レバロンに日本の患者は十万人二十人ほどおると、そして日本は東洋国においてはイロンド、中国に次いで癩病国であるといふやうなことを非常に宣伝されておるといふことは、これは日本を觀光都市といふやうにするといふ上において、こういうやうなものは一つ厚生省あたりから始末おつしやられたらどうかと思ひます。少しそういう方にも知らしてあげような方法でもとられて、できるだけ日本は今一万五千をこゝ／＼しかおらんのだといふことを言つて頂きたいと思ひます。従つて私は、ついででありましたが、この癩の研究所なども東京あたりみたいな中央に置くといふことは、これはやはり癩の宣伝に使われるわけでありまして、できるだけ癩研究所なども田舎のほうに持つて行くやうにすべきものじやないか、こういうやうに思つておりますからして、その点をお考への上に、一方にはミューアーさんあたりに一つ御連絡をとつて頂きたい。

○廣瀬久忠君 先ほど竹中君からの御質問に對する答弁のうちに、決して私言葉尻をとらえる意味ではありませんし、又そういう意味でおつしやつたのではないと思ひますが、今までの患者の減り方を推定すると、今後非常に長くなる、百年といふ言葉も言われましたが、それで別にそういう言葉をとりかへるわけではありませんが、私は長い間自分自身も厚生行政にたずさわ

つて参つて、癩に對する国の行政は私みずから顧みて甚だ遺憾であつたといふことを考へるのであります。昨年私は、らい予防法につきましている／＼陳情を聞き、又實際の模様をもなお深く研究して見ましてそう思つたのでありますが、今までの国の行政が予防といふことは非常に力が入つておりまして、が、治療といふことにはどうも力が入り方が足らなかつた。これは病氣自体が非常にむずかしいといふことと、それから予防に非常に力を入れ、治療に非常に力が入らなかつた、どうしたらいいかといふ方面に非常に力が入らなかつたといふやうな面から、国の行政が予防のみに力が入り過ぎたといふ感じを自分は持つのであります。そこで今日法を犯さず、罪を犯さないで、偶然の伝染といふことで、あれだけ長い間死に至るまで自由を拘束せられなければならぬ事實に直面しまして、非常に深刻な感じを私は持ちます。これは是非治療の力によつて、医学の力或いは薬学の力によつてどうしてもこれははおすといふことにしてあげなければ……、あれを自由にしておけることができない、私は罪を犯さずしてあれだけ長い間、死に至るまで自由の拘束を受けなければならぬという制度は、どうもなか／＼納得ができないやうに自分は思ふのです。今日まで長い間日本癩対策といふものが予防には非常に力が入つておつたが、治療に關する力が入つておらなかつた。従つて患者になおるといふ確信を与えることもできませんし、世の中に対してどうしてお拘束しなければならぬといふことで来ておるといふことは、どうも非常に私どももむしろ苦しく感じられます。そこで

先ほども竹中さんも、文化国家であるから長い間拘束しておいてはならぬといふ、全く同感であります。文化国家であるやうなところと、非常に自由の大拘束であつて、これを早く何とかしてやりたい。そして強制収容しておる間といふものは伝染力のある間、これだけの間は伝染力があるのだ、併しこゝまで行けば伝染力がないんだから自由にしてあげるのだ、何とかそこまで持つて行かないと、これは私は厚生行政の中で重要なむずかしい問題だと思ひます。そうして予防に何とか力を入れて頂かなければならぬのですが、今年の治療機關の何を見ますと、甚だまだ貧弱であつて誠に残念です。是非一つこれは大臣に考へてもらいたいのです。罪を犯さずして一生自由を拘束される一万余千の人があるのだ。これはやはり医学の力、薬学の力、即ち根本においては厚生に關する政治の力によつて、この悲惨なる事實を除去するほうに最善の努力をして頂かなければならぬ。先ほどの百年といふ言葉を聞いて胸を打たれる感じがしました。こういう言葉尻をとらえるわけではありませんが、是非一つ長いことではなくして、一刻も早く自由に解放してやりたといふ熱意を以て厚生大臣はこの問題に臨んでもらいたい、これを一つお願いいたします。

○国務大臣(草壁隆國君) 誠に私ども衷心緊張して何う御意見と拜聴するのではありません。先刻来だん／＼御答弁も申上げましたやうに一応一万余千の現在の、將來伝染の狀態が相当ありまして、とにかく一応は一万余千の人たちを早く収容し、その収容施設におきまして十分な治療をし、又治療の方法

先ほども竹中さんも、文化国家であるから長い間拘束しておいてはならぬといふ、全く同感であります。文化国家であるやうなところと、非常に自由の大拘束であつて、これを早く何とかしてやりたい。そして強制収容しておる間といふものは伝染力のある間、これだけの間は伝染力があるのだ、併しこゝまで行けば伝染力がないんだから自由にしてあげるのだ、何とかそこまで持つて行かないと、これは私は厚生行政の中で重要なむずかしい問題だと思ひます。そうして予防に何とか力を入れて頂かなければならぬのですが、今年の治療機關の何を見ますと、甚だまだ貧弱であつて誠に残念です。是非一つこれは大臣に考へてもらいたいのです。罪を犯さずして一生自由を拘束される一万余千の人があるのだ。これはやはり医学の力、薬学の力、即ち根本においては厚生に關する政治の力によつて、この悲惨なる事實を除去するほうに最善の努力をして頂かなければならぬ。先ほどの百年といふ言葉を聞いて胸を打たれる感じがしました。こういう言葉尻をとらえるわけではありませんが、是非一つ長いことではなくして、一刻も早く自由に解放してやりたといふ熱意を以て厚生大臣はこの問題に臨んでもらいたい、これを一つお願いいたします。

を研究し、而もそれが殆んど一生を通じたような病気でございまして、その収容所はもつといる／＼な意味から考へた収容所にして行くという意味から、大変大事なこととしてこの病気に罹つてゐる立場の方々にとりましては、誠に言語に絶すお氣の毒な状態であると存じます。私は從來から前の皇太后様なり或いは宗教家、或いは識者の方々がこの病気に對しまして大変な力を注ぎ、又殊に本委員会等におきまして、昨年来からい／＼と御検討を頂き、お力添えを頂いております点も同様でございます。一方から申しますと、この一万五千の方々を早くなおしてあげて、そうしてこれが一般社会に伝染しないようにするという方法さへとりまして、割に目標ははつきりして来る治療対策が講ぜられるのではないかと。今年もほかの仕事に比べますと、昨年の当委員会等の附帯決議等もありまして、相当このほうの費用は増額いたしましたつもりでございすけれども、それにいたしまして今申上げましたような、又お話をありましたような病気の性質から考へまして、まだ不十分であると考えます。十分御意見の点を私ども今後尊重いたしまして、この病気に力がかつておられる方々の心情等も十分汲みまして、治療並びに施設に力を注いで参りたいと、かように考へます。

○高野一夫君 私はい前田医務局長に今の廣瀬委員の質問に關連して伺いたいのですが、あなたも百年かかるのだらうとおつちやつたことは、医務局長として僕は非常に軽率な意見だと思ふ、過去四十年間の間に三万人が一萬五千人に減つた、その比率から見まして、

今後意外に医学や科学の進歩い／＼考へてみて、プロミンもできた、今後更にもつと優秀なやつもできるかも知れない。医術のほうもつと進歩して来るでしよう。そうするとこの過去四十年の間に三万人が一萬五千人に減つたということ、医務の進歩ということとを考へ併せたならば、これが五十年で済むかも知れない、或いは三十年で病気がなくなるかも知れない。それを無視して百年もかかるであらうというところは、医務局長ともあるう人が輕々におつちやつたことは速記にも残つておるし、国会においてこういうことを世間に発表されることは非常に遺憾だと思ふ。この点についてはどう考へるに年かかると考へるのかどうか、これは私は由々しき言葉だと思ふ。それを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(曾田長景君) 私も今の速記をよよく調べて頂いて、若し私の申しましたことが間違つておりましたら、或いは御訂正を願ふ必要があるかと思ひますが、私が申しましたのは願ひがなくなるのに百年かかることは申上げなかつたと思ふ。今の勢いで行ければ計算ができます。計算ができるということは結局五十年に四分の一、更に五十年経ちますと百年目になります、更に四分の一の十六分の一、だから現在一萬五千人でありますならばこれは千人になります、というように考へることは併しながらかの勢いでなしに、特別な治療というものが起ればつと急速に減つて行く、そのことを希望する。それで先がどれくらい将来なるかということとは私はな／＼わから

ないものであります、併し百年も経てば殆んどないに等しいところに参りましよう、百年かかることは申さないのでも、これはちよつと詭弁のようですけれども、百年も経てば殆んどないようになるといふことを申し上げましたが、言葉が悪かつたら又改めて御訂正申し上げます。

○高野一夫君 私の受けた印象が違つていたら私が取消しますが、百年も経てばなきに等しいということは、あなたの直感であらうというようにしか、我々は頭がぼんくらだからわかりませう。だからその辺のことは家族もいふことだし、患者もいふことだから、殊にらひ予防法案の審議について神経過敏なくらい連記録は全部調べております。だからお互ひにこういう質疑応答等については注意すべきではないかと思ひます。

あるというふうに考へられますので、これはやはり医務局長のおつちやつたのは非常に用心深くおつちやしたけれども、言葉の響きとしてはやはりそういう響きがあると思ひますので、一つ御善処を願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 私も今の点申上げようと思つていたのですが、高野委員のほうからお話がありましたが、過去四十年から四十年の実績でこうなつたということでは今後を推測するということとは、やはり工合が悪いのじやないかと思ふのです。と申しますのは、若しそういうことの計算ができるのであれば、これは医学の進歩とか、薬学の進歩というものは別としても、何のためにいふ予防法をこういふふうに改正したかというところが意味がなくなつて来ると思ふのです。この法律がこういふふうな適正に実施された場合には、こうという、一つのこの法案を審議する段階においては医務局長のほうの御見解がなぐちやならないのではないかと。そうすると、この法律を一層適正に実施するようにに社会がなつて行く一つの方法で

の前に問題になつたのですが、非常に中国の古い時代の名前であつて、悪い病氣である、どちらかと言へば前世の何と言ひますか、業によつて起るというやうな意味を多分に持つてゐる。新しい観念に立つて科学的に見て行つた場合には、そういう性格のものでないといふことも大體認められてゐる。今日国民社会一般のこの病氣に対する認識を新たにしようという手がかかりを作る意味からも、名前については変えたらどうだろうかといふやうなことを前の十六国会のときにも申上げたのですが、こういうことについても今回の修正、改正案では何ら措置されてないわけなので、こういう点は私どもとしては非常に不満に思ひます。と申しますのは、これはこう／＼だからこうだといふ説明をされれば別ですが、今回の改正に當つてそういうことに関しての納得の行くやうな御説明がなされておられません。是非こういう問題は本気で誰かにやつて頂かなければならぬし、殊に大臣がこれに關心を持つておられて、とき／＼あれはどうか、こうかと、こう言つて頂くのと言つて頂くの、これは要望のやうな形になりましたけれども、是非一つそういう点につきまして、大臣の御善処をお願い申上げたいと思ひます。

○國務大臣(曾田長景君) 実は今の名前の点につきましてもいろいろ検討いたして参つたのであります。今後とも一層研究して参りたいと思ひますが、ただ類という名を直ちに變えて、世の中に余りわからんやうな名前にしてしまふのも一つの方法だと思ひます。ハンセン氏病という名前だけで適當か

まして……。でこの実際の運営なり
或いは実施に当つてはどういうふうにお考えになつておられるか承わりたい
と思います。

○政府委員(安田巖君) 消費生活協同組合が名義を貸しまして、事実上個人経営の商店が消費組合の或いは青果部であるとか、或いは菓子部であるとか、パン部であるとか、こういうふうな名前を持つ例が非常に多いのでありまして、これは今のところでは名称保護規定がござますから、使うほうは若しそれが消費生活協同組合でなければ使うことができないのであります。併しそれを許容したほうは別に何ら罰則の対象にならないわけでございます。で私どもの調べましたところでは、大体もう名義貸し組合として何とかしなければならんという組合が三十五組合ぐらいございます。それから又一番甚だしい例を申しますというところ、一つの組合で組合所有の形の店舗が二つで借上げの形の店舗が百五十というふうなのがある。一組合平均二十一店舗ぐらゐがそういうふうな名義貸しの組合の奥態であります。これはいろいろ弊害がございまして脱税方面の関係で国税庁関係からいろいろ注意がございますし、又一方から言いますというところ、消費生活協同組合というものはそんなものかということで、正しく運用いたしておりますところの消費生活協同組合の今後のいろいろ運営に支障を来すわけでございます。いろいろ考えました結果、どうしてもやはり名義貸しというものはいけないということをはつきり書きまして、そうしてそれに対しましては勿論措置命令等もございますけれども、最後には解散ができるぞと

いうことを書かなければいかんという結論に達したわけでございます。

○湯山勇君 お終いのほうからもう一度お尋ねしたいと思うのですが、これではできるだけというその可能性を示したものであつて必ずしも名義貸しをしておるものはすべてこれによつて解散させるというわけではないのでございませうか。

○政府委員(安田磯君) 法律の、改正法の九十五条の三項を御覧になりますと、「組合が第二条等一項各号に掲げる要件を欠くに至つた場合、」それから「第三条第三項」と書いてございます。これが名義貸しでございます。それからずつとお出になりますと、そういういた場合には「当該行政庁が第一項の命令を出したにもかかわらず、これに従わないときは、当該行政庁は、その組合の解散を命ずることができると」ということになります。先ず第一に措置命令を出しまして、それからそれでも聞かない場合に解散を命ずることができるとなっております。

それでおおその次の九十五条の二を御覧になりますと、新らしく設けられました規定でございますけれども、そういう場合にも、組合が実はそうじやないのだという弁明の機会を与えるという条文が新らしく入っております。そこで解散ということは、組合にとりましては死刑のようなものでございまして、できるだけそういう措置はとりたくないのをごさいます、ただ私どもが地方庁にございましてこういう仕事をしております係りに聞いてみますというと、なか／＼指導ということがむずかしいような実例も聞いておりますので、この法律のきめたことに従い

まして措置命令を出して、どうしても聞かないという場合には、甚だしいものはやはり解散命令まで行かなければならんのだと、いやなふうに考へます。併し尤もこういうふうな解散命令というものが規定にはつきり現われますと、或いはその措置命令もよく聞かれるということはあるかも知らんと思つております。

○湯山勇君　そこでもう一つ関連してお聞きしておきたいことは、名義を貸すということの定義といえますか、意味ですね。これはいろいろな場合があると思います。今局長御指摘になったように脱税等のためにやるというのもあると思いますけれども、実際その組合の運営のために是非必要である、例えば消費生活協同組合の扱う品物というものは雑多でございますから、その中で特に臭気の強い物、味噌とかたかくあんというものはここでやらせるといふようにして名義貸しというか、こちらから頼んでやつてもらおう、分店とか出張所とか、そういう場合もあり得るのではないかと思うのですが、そういうこともやはりいけないということになるわけでございますか。

○政府委員(安田巖君) これは具体的な実態について議論をいたしませんという、名義賃しに当るとか当らないとかいうことは言えないかと思うですけど、原則的に申しますれば、組合が当該商店なら商店というものに對しての人事権をはつきり持つておりまして、そうして会計経理が一本でされるということが必要なのでありまして、往々に現在組合がやつておりますような指定店とか、或いは委託店舗だとかいうようなものは取締るつもりはない

のであります。これはただ組合が、どこへ行つて買えば、自分の組合員であつたりしましたならば、幾らか安く売つてもらえるということになるのでありませんで、それは別に取締るつもりはないものであります。併しそうでなく、生活協同組合の中の有機的な一部だということになつておりながら、実際には会計においても人事においても一体になつていないというのが実は問題なんです。

○湯山勇君　そうすると、やはりこの今の局長のお話は衆議院のほうで修正されましたように、主として会計経理が著しく不当であるということが、まあ全部じやありませんけれども、半分以上はその理由になつてゐる、こういうふうな大體解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(安田巖君) 現在までの法律でございませうというのと、行政庁の権限を特に御説明申上げますが、報告の徴収ということがあるのでございませう。これは法令処分、定款違反の疑いがあるときだけでございます。法令に基く行政処分と定款に違反した場合、それから今度検査というのがあるので

ございます。これもやはり法令及び法令に基く行政処分、定款に反した場合、いづれも千円以下の罰金がつけてあるのでございまして、更にそれからどう処理するかということとはできなくなっております。それから措置命令というのがございまして、これも法令に基く行政処分、それから定款違反の事実がある場合、それから事業停止命令というのは右の措置命令に従わないとき、それから解散は委員外利用と、それから消費生活協同組合の目的たる

事業として掲げられておること以外の仕事をやりました場合にできるということになっております。今度の規定は先ず第一に名義貸しをしてはいかんとというのがございます。現行法にありまるところの員外利用の点とそれから事業目的にはずれた場合と、それからもう一つ入りましたのが認可になりました。でも一年も事業をやらないという場

合、それから事業休止を一年以上やる
というような場合、これが解散の理由
になる。それで今仰せの会計経理が著
しく適当でないといえますものは、今
度新しく入つたのでございますが、こ
れは実は解散命令の対象になっていな
いのであります、そういうものがあ
りました場合に、措置命令まで行くこ
うので、解散命令は実は落ちておる
わけにあります。これは首尾一貫いた

さないのでありますけれども、いろいろ消費生活協同組合等の意向もございまして、解散だけは実は当初から落してございます。それで私はまあこの程度のことは今までの行政の実績から見ますというと、法令とか定款違反ということはなかくございませんし、併しなからやはり何とか経理上の問題等

につきましましてはこちらから意見も言い、調査もし、それから措置命令も出さなければいかんというような問題もたくさんありますから、それだけは一つ今度の改正でやつて行きたいと、こう思つております。

○湯山男君　今のお話で聞きましたも、この名義貸しの問題というのは相当実際の適用に當つてはむずかしい問題がたくさんあるのじやないかと思うのですが、それらはやはり個々の実情をよく調査した上で、これは措置命令

を出すべきだというようなことの御判定をなさると、こういうふうに解釈してよろしいございましょうか。

○政府委員(安田義春) 勿論この法規できめられましたことに具体的に当るかどうかということは、地方庁で判断いたさなければならぬわけでございます。名義貸しの場合は、仰せのようになか／＼具体的にこういう点が事実があるから名義貸しになるという証明がむずかしいかも知れませんが、むずかしいかも知れませんが、今までの私どもの行政上の経験では、もうそういうのではなくて、はつきりわかっておりますものにもならないのがあるのでございます。でありますからして、そう私はこれをやりましたからということはないのであって、むしろこういうふうなことがどし／＼行われるならば、消費生活協同組合に対する信用も高まっておりますし、又こういうことがありますという、将来又消費生活協同組合に対しまして立法的に或いは行政的にいろ／＼と便宜を与えるということがだん／＼やりやすくなりやしないかということを実は狙っております。

○湯山勇君　私も今おつしやつたような点は同感ですけれども、ただこの法律ができることによつて、ともすればこの中小商店と対立的な關係にあるものですから、そういう場合に今後においてこういう法律ができたために、今までなかつたようないろいろ問題が又起つて来ることも懸念されると思うのです。そういうことからお尋ねしたわけですが、今の御説明によつて大體御趣旨がよくわかりましたので、次の質

問をいたしたいと思いますが、前に一度御提案になったときには、員外利用の拡大ということをお考えになつておつたかに記憶しておりますが、どうだつたでしょうか。局長おわかりでございますか。

○政府委員(安田巖君) この前は別に員外利用の拡大ということは考えておりません。実は現在今湯山委員からお話がありましたように小売商店という問題がある、と申しますのは、消費生活協同組合が仕事をするために、小売商と対立するという本質的な問題のほかに、員外利用を無制限にしているんじゃないかということが、実は一番大きな点であります。これは最近で申しますと、会社、工場あたりの職域の組合員がそういう点で問題を起していることを私は二、三聞いておるわけでございます。そこで私もこの際員外利用ということを持ち出すことは、いろいろと今回の改正をいたしますような、若干でも生活協同組合に得になるような措置をいたします上におきましては、不利だと思つて、実は出さなかつたのであります。現在はどういうことになつておりますかという、員外利用を認めますには、当該行政庁の許可を得ることになつております。この許可は例えば衣料なんかのように事務の性質上員外利用をさせなければならぬとか、或いは炭鉱の所在地のようなところで消費生活協同組合があります場合に、これは生鮮食料品その他のものはやはりその地域になければ、当然許さなければならぬと思ひます。それから薬でありますとか、専売品なんかもやはり許さなければいけません。事の性質上止むを得ない、そういうふうなことを考えておるのであります。

○湯山勇君 それから次にお尋ねしたいのは、生活協同組合の事務担当者の問題ですが、これは民間の労働組合など、そういう言い方は悪いんですが、まあ工場とか会社単位にできておるものには大して問題ございませぬけれども、公務員の場合ですね。その場合には公務員が生活協同組合の事業に専念するということが認められてないわけなんです。これは非常に矛盾しておると思ひます。というのは、公務員関係の生活協同組合の専任職員というものはそれ以外のものから採らなければならぬ。もともとこういう生活協同組合ができないときには、組合の事業としてそういうことはできるといふので、専任が認められておつたわけですが、認められておつたわけではなくて、組合専任がその業務をしてよかつたわけですが、今日はそれができない。併し消費生活協同組合の仕事というのは、そういう公務員にとつても非常に重要なものであると思ひますが、これらの仕事を身分をそのままにしてこれに専従するといふような措置はとれないものかどうか。これはひよつとすると国家公務員法が地方公務員法、そつちの關係かと思ひますけれども、一応お尋ねいたします。

○政府委員(安田巖君) その問題は仰せのように公務員法の問題になります。それで、地方公務員法にしろ国家公務員法にしろ、そこまで認めていかどうかというところは、公務員法の規則によつて考えなければならぬと思ひます。私の今の氣持から申しますと、そこまで行くのはちよつと無理じゃないかという氣がいたしております。現在学校生協というのがございまして、これはやはり地方公務員でございまして、消費生活協同組合の仕事をするために、勿論俸給をもらつてどうとういふことは私は聞いておりません。或いは教職員組合の方がおやりになつておるかも知れませんが、現在の事情及び私の漠然たる氣持は以上のようなことでございます。

○湯山勇君 私は学生協を二年ほどやつた経験を持つておるのですが、まあ私どものところは厚生省からもお調べに見えましたが、問題なかつたので、佐賀県あたりでは、教員の身分で給料はもらつていないわけですが、休職の形で無給休職ですが、そういう形にしてやつておつたのが問題になつて、結局その人は職を引きました。そういう形があります。で、別に身分だけ繋がれば、給料はもらわなくていいわけですが、そういう形で丁度これは職員団体のほうでもあつた形、無給休職が認められておるうちに、消費生活協同組合にも、こういう組合を結成するといふことが法によつて認められて以上は、これは当然認められていいじゃないかと思ひますが、その点に關しての御見解は如何でしょうか。

○政府委員(安田巖君) 法によつて認められておりますという点になります。と、まだほかにもあるのじゃないかと思ひますが、どうも困つておるのではありませんかと思ひますが、それらの点については何か御考慮頂けるかどうか。

よく考えてはみまされども、俸給を出さないにしてもちよつとどうだろうかという私氣がいたしております。現在これは湯山委員も御承知の通りで、先ほどもちよつと触れましたけれども、団体のそういうたような専任職員が手伝つておる場合が相当多いように私聞いておりますから、そのほうで実は専任員で俸給をもらつて、そして学校その他に出ていない方が手伝つておる例が多いのじゃないかと私は承知いたしております。

○湯山勇君 これは手伝つておる例が多かつたのは二、三年前です。二、三年前か、三、四年前なんです、各府県で問題になりまして、結局全部殆んどそういう形で外しまして退職をして入るか、或いは又専任者のほうからそれか手を引くという形になつたのがむしろ多いと思ひます。それで又実際に職員団体の専任者はこういうことをしてはいけないといふことに法律でもなつておりますから、常勤でない、非常勤の役員としての業務はとつておると思ひますけれども、常勤としてはとつてないと思ひます。実情は……。そこでこれは非常に困るので、例えばその仕事に専念するために職を退けば、もうその組合員たる資格を喪失します、正式には……。ほかから雇つて入れるにしても、正式な組合員の中から入れるわけにいかないといふので、運営と組合の性格が非常に違つておるということになつて、どこも困つておるのではないかと思ひますが、それらの点については何か御考慮頂けるかどうか。

○政府委員(安田巖君) その専任職員を置いて給料を払うかどうかという問題、或いは又給料を払わないけれども、そういう仕事に専従したらどうかというふうな点もあるだろうと思ひますが、私はそういうことまで実は深刻に考えたことはなかつたものでございしますが、お話もございしますので、研究して頂きたいと思ひます。

○湯山勇君 この頂いた資料で見ましても、職域組合では相当組合員の中からおるそういう役員が置かれております。例えば職域組合では、組合数二百十五の中で常勤が三百九名いるという形になつておりますが、学校組合などでは、これは二十八年三月となつておりますけれども、私立学校等は別として、公立ではこういうことができないわけですが、やつておれば又工合が悪いはずですから……。この資料にもおかしいところがあると思ひますので、それやこれやを併せてもう一度御検討頂きたいと思ひます。

それから最後にお尋ねしたいことは、この資料で拝見いたしましたけれども、生活協同組合の資金面です、これは非常に窮乏である。殊に今回のような財政投融資、金融引締めというふうなことになつて来ますと、従来これを殆んど銀行からの融資に仰いでいた生活協同組合としては、非常にむづかしいことになつて来るというふうに考えられますが、今年度まあ生活協同組合に對して二千二百五十万円の政府資金の融資ということが考えられておるのですが、これはどういふふうに出される御予定なのか、一応それを御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(安田巖君) 消費生活協同組合に對する金融の問題は御指摘のやうに大事なことでありますが、而も素

その育成発展を図ることを要望する。

以上の通りであります。

○大谷豊潤君 今の湯山委員の動議に賛成いたします。

○委員長(上條愛一君) 湯山委員の動議は成立いたしました。

他に御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めて差支えございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

認めます。

○委員長(上條愛一君) 次は、厚生省の定員改正に対するその後の状況を聴取したいと存じます。島中厚生省人事課長の御説明をお願いします。

○説明員(島中順一君) 御説明申し上げます。厚生省の現在の定員は、資料を御覧願いたいと思ひます。

○委員(上條愛一君) 次は、厚生省の定員改正に対するその後の状況を聴取したいと存じます。島中厚生省人事課長の御説明をお願いします。

○説明員(島中順一君) 御説明申し上げます。厚生省の現在の定員は、資料を御覧願いたいと思ひます。

○委員(上條愛一君) 次は、厚生省の定員改正に対するその後の状況を聴取したいと存じます。島中厚生省人事課長の御説明をお願いします。

○説明員(島中順一君) 御説明申し上げます。厚生省の現在の定員は、資料を御覧願いたいと思ひます。

○委員(上條愛一君) 次は、厚生省の定員改正に対するその後の状況を聴取したいと存じます。島中厚生省人事課長の御説明をお願いします。

○説明員(島中順一君) 御説明申し上げます。厚生省の現在の定員は、資料を御覧願いたいと思ひます。

○委員(上條愛一君) 次は、厚生省の定員改正に対するその後の状況を聴取したいと存じます。島中厚生省人事課長の御説明をお願いします。

○説明員(島中順一君) 御説明申し上げます。厚生省の現在の定員は、資料を御覧願いたいと思ひます。

国立療養所につきましては、医療機関

の特殊性に鑑みまして、療養所、精神療養所等の特殊療養所につきましては、全く整理は行わないことといたした

し、又一般の病院、療養所につきましても医師、看護婦等は整理を行わ

ないことにいたしました。又引揚授護局におきましては、その業務が逐次進捗するに従ひまして減少すること

といたしまして、特に四十年計画で行政整理を行うことといたしております。即ち初年度におきましては百五十

人、三十二年度におきましては四百五十人、三十二年度におきましては四百五十

人、三十二年度におきましては四百五十人、三十二年度におきましては四百五十

人、三十二年度におきましては四百五十人、三十二年度におきましては四百五十

人、三十二年度におきましては四百五十人、三十二年度におきましては四百五十

人、三十二年度におきましては四百五十人、三十二年度におきましては四百五十

人、三十二年度におきましては四百五十人、三十二年度におきましては四百五十

その割合で定員ができておるかという

こととす。○説明員(島中順一君) 定員はそのようになつております。

○委員(上條愛一君) 定員はそのようになつております。

○説明員(島中順一君) 定員はそのようになつております。

○委員(上條愛一君) 定員はそのようになつております。

○説明員(島中順一君) 定員はそのようになつております。

○委員(上條愛一君) 定員はそのようになつております。

○説明員(島中順一君) 定員はそのようになつております。

○委員(上條愛一君) 定員はそのようになつております。

○説明員(島中順一君) 定員はそのようになつております。

○委員(上條愛一君) 定員はそのようになつております。

の内容を調査いたしますという、看

護婦以外の人をその六ベッドに一人の割合の中に当てはめて、そうして六ベ

ッドに一人という割合にみなされてお

るといふことを私は実情として聞いて

おりますが、如何でございますか。

○説明員(島中順一君) 先ほど申し上げましたように、一千床の二十九年度の増床分については職員が入つておりま

せん。それから看護婦の定員のうちでも看護婦の養成募集が十分でないため

に、いわゆる代用看護婦というもので

すか、そういうものを採用してあるこ

とは事実のようであります。

○委員(上條愛一君) 今の御答弁は私には承服できないのです。看護婦の養成が足

これは、私ははつきりした資料を持っておりますので、お目にかけても結構でございますけれども、法律で定員法がきまつておりまして、四ベッドに一人、六ベッドに一人になつておる。そうしたら、総数もそういう割合の定員が当然きまるべきだと思います。そして看護婦が四ベッドに一人、六ベッドに一人であつたら、看護婦の資格者で充てるべきで、雑役婦で充てるべきものではない。それは結局予算の上で他のものを以て代用するといつたようなこと、それは看護の、医療の低下という形にもなるのだと思います。そしてそのために患者をして苦しませる、病気に苦しませるということであつて、そうして長い期間そういう費用を使うということであつたら、結果においては大きな損失だと思ふのであります。この点については是非御再考願いたいと思ふのであります。先ほどのような御答弁は事実から離れております。私いつでもそれに対して、実際にこの病院は幾つのベッドであるのに幾ら足りないということ、而もそれが整理されるという、卒業生もそこでは採用されないでよそへ流れて行くといつたような資料は、いつお目にかけても結構だと存じております。よろしく看護婦の問題については御再考を願いたい。そして今後においてそれだけの定員数は確保するように御努力を願いたいと思ひます。

○湯山勇君 定員法の問題は非常に問題が多くて、これは資料等の関係も随分あると思うので、本日は定員法については一応これで置いて頂いて、厚生省のほうもずつとそういう具体的調査をして頂く資料も集めて頂いて、ゆつ

くりこれは本腰を入れてやつて行く問題ではないかと思ひますので、そういう扱いにして頂きたいと思ひます。
〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長（上條愛一君） それでは定員法の問題は、本日はこの程度にいたしまして次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（上條愛一君） なお、二十八年度における風水害予算中、厚生省所管事項の実施状況を聴取することにしたしておりましたが、本日は政府当局のほうの都合によりまして当局の出席が困難でありますので、次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（上條愛一君） それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会

昭和二十九年五月一日印刷

昭和二十九年五月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局